

議案第43号

筑西市交通遺児学資金支給条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和8年3月6日

筑西市長 設 楽 詠美子

筑西市条例第 号

筑西市交通遺児学資金支給条例の一部を改正する条例

筑西市交通遺児学資金支給条例（平成18年条例第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

筑西市遺児等学資金支給条例

第1条中「交通遺児を」を「遺児等を」に、「交通遺児学資金」を「遺児等学資金」に、「交通遺児の」を「遺児等の」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

（定義）

第2条 この条例において、「遺児等」とは、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、本市の区域内に居住している者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 父、母又はその双方を、事故、病気その他の理由により失った小学校、中学校又は義務教育

学校に在籍する児童又は生徒（以下「児童等」という。）

(2) 父、母又はその双方が、身体上又は精神上の障害を有し、かつ、市規則で定める状態にある児童等

(3) 前2号に掲げるもののほかこれらの者に準じると市長が認める者
(受給権)

第3条 学資金の支給を受けることができる者は、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、本市の区域内において遺児等と同居している者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 遺児等を養育している父又は母

(2) 前号に掲げるもののほか遺児等と生計を一にし、現にこれを養育している者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、学資金の支給を受けることができない。

(1) 父又は母と死別した児童等を養育する当該児童等の父又は母が、現に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）を有する場合（当該者及びその配偶者のいずれかが第2条第2号に掲げる状態にある場合を除く。）

(2) 前項第2号に掲げる者が、法令の定めるところにより当該児童等の養育を委託されている場合

第5条中「交通遺児」を「遺児等」に改める。

第6条第2項中「第2条第1号に規定する交通遺児」を「第2条に規定する遺児等」に改める。

第7条第1項中「交通遺児」を「遺児等」に改める。

第8条第1項各号を次のように改める。

(1) 本市の住民基本台帳の記録から除かれたとき。

(2) 本市の区域内に居住しなくなったとき。

(3) 遺児等と同居しなくなったとき。

(4) 遺児等を養育しなくなったとき。

(5) 第3条第1項第1号に該当する者が、同条第2項の規定により学資金の支給を受けることができなくなったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか受給権者と認められない者となったとき。

第8条第2項各号列記以外の部分中「交通遺児」を「遺児等」に改め、同項第1号中「交通遺児が」を削り、同項第2号中「交通遺児が第2条第1号に規定する」を「第2条各号のいずれかに該当する」に改め、同項第3号中「交通遺児が」を削る。

第9条第1号及び第12条中「交通遺児」を「遺児等」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の筑西市交通遺児学資金支給条例第4条第2項の規定により交通遺児学資金の支給の決定を受けている者は、この条例による改正後の筑西市遺児等学資金支給条例第4条第2項の規定により遺児等学資金の支給の決定を受けた者とみなす。